

決算行政監視委員会

決算行政監視調査室

I 所管事項の動向

1 決算等及び予備費

決算は、国の一会計年度における予算執行の実績を表示したものであり、財政国会中心主義の下、その審査を通じて、予算に基づいて行われた財政行為についての内閣の責任を明らかにし、将来の財政計画や予算編成等に資することとなるものである。

この決算については、「すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」と定められている（憲法第90条第1項）。決算の提出時期については、法律上、「翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする」とされている（財政法第40条第1項）。この点に関し、決算の早期審査の観点から、決算の提出を早めることを内容とする要請が参議院より内閣に対して行われたことを背景として、平成15年度決算からは、翌年度11月後半に国会が開会している場合には、11月20日前後に国会に提出されている。

なお、11月後半に国会が開会しておらず、その時期に決算が国会に提出されなかった例としては、平成16年度決算、平成26年度決算及び令和2年度決算がある¹。

令和4年度決算については、令和5年7月31日に概要が公表されており、今後、会計検査院の検査を経て、同院が作成する検査報告とともに、内閣から国会に提出されることとなる。また、令和2年度決算及び令和3年度決算については、それぞれ国会に提出後、継続案件²となっている。

以下では、まず、第212回国会（臨時会）に提出が見込まれる令和4年度決算の概要を説明した後、第211回国会（常会）における平成30年度決算及び令和元年度決算に関する議決等を順次説明することとする。

(1) 令和4年度決算の概要（令和5年7月31日公表）

一般会計決算は、収納済歳入額153兆7,294億円、支出済歳出額132兆3,855億円であった。また、財政法第6条の純剰余金は、2兆6,294億円であった。この純剰余金は、歳出において、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用決定額が予算計上額よりも少なかったことなどにより11兆3,084億円が不用となったことのほか、歳入において、税収が見込みを2兆7,783億円上回り、日本銀行納付金等の税外収入が見込みを1兆3,042億円上回った一方で、公債金を12兆円減額したことなどにより発生したものである。

¹ 平成16年度決算は第164回国会（常会）の召集日（平成18年1月20日）に、平成26年度決算は第190回国会（常会）の召集日（平成28年1月4日）に、令和2年度決算は第207回国会（臨時会）の召集日（令和3年12月6日）に、それぞれ提出された。

² 決算は、先例上、一度提出されたときは、その会期において審議が終了しない場合においても、後の会期において審議されるものであり、次の国会に再び提出されず、これは、衆議院が解散された場合も同様である。

特別会計決算（13特別会計の単純合計）は、収納済歳入合計額447兆8,921億円、支出済歳出合計額432兆3,539億円であって、計15兆5,382億円の決算上の剰余が発生し、そのうち、4兆782億円を積立金に積み立てるなどし、2兆8,369億円を令和5年度一般会計へ繰り入れ、8兆6,230億円を各特別会計の令和5年度歳入に繰り入れることとした³。

令和4年度一般会計決算概要（剰余金）
（補正後予算額比）

（単位：億円）

〔歳入〕		〔歳出〕		合計 (a+b)	33,910 (A)
税金	27,783	不用	113,084	地方交付税交付金 等財源増	7,616 (B)
（主な内訳）		（主な内訳）		財政法第6条の 純剰余金 26,294 (A-B)	
所得税 5,026 法人税 11,527 消費税 9,182		新型コロナウイルス 感染症及び原油価格・ 物価高騰対策予備費 27,785 新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 推進費 26,592 経営革新・創業推進 費 10,597 その他 48,109		(注1) 財政法第6条の純剰余金について、その2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないとされている。 (注2) 計数は、それぞれ切り捨てによっているので、合計とは合致しないものがある。	
税外収入	13,042				
（主な内訳）		（主な内訳）			
日本銀行 納付金 10,519 返納金 1,684					
公債金	▲ 120,000				
計	▲ 79,173 (a)	計	113,084 (b)		

（出所）財務省資料を基に作成

(2) 平成30年度決算及び令和元年度決算に関する議決

本委員会は、令和5年の第211回国会（常会）において、平成30年度及び令和元年度決算に関する審査を終了したところである。両年度決算に関する「議決案」については、令和5年6月12日の委員会での議決（賛成多数）を経て、同月13日に本会議で議決（賛成多数）され、内閣に送付された。その内容は次のとおりである。なお、本議決の指摘事項に対して内閣が講じた措置は次の常会において報告されることとなる。

平成30年度及び令和元年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書に関する議決

本院は、両年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

³ このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆669億円であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和5年度歳入に繰り入れることとした。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

- 1 予備費の使用については、必要最小限にとどめるべきであり、年度末になって緊急性が認められない多額の予備費の使用決定を行うことがないように十分に配慮すべきである。
事業別フルコスト情報の開示については、類似の事業の比較を容易にするための補足情報を拡充するなど、情報の更なる充実を図ることにより、行政活動の効率化・適正化に繋げるべきである。
決算の意義と重要性を踏まえ、本院の議決を次年度以降の予算編成に反映できるよう決算審議の充実と迅速化に向けて一層協力すべきである。
 - 2 新型コロナウイルス感染症対策については、罹患後症状に係る実態調査及び病理解明のための調査研究に引き続き取り組むとともに、診療体制を一層充実させるための対策を講じるべきである。
また、事業者の責に帰すことができない売上げ減少等による経営悪化に対し、借換え支援や事業再生支援等を今後も継続すべきである。
新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、ワクチン単価やキャンセルに伴う返還額を含め、ワクチンの調達、在庫管理等に関する情報を公開するべきである。また、今後、同様にワクチン等を調達する場合は、事後の妥当性の客観的な検証が可能となるよう、購入量等に係る算定根拠資料を作成、保存するべきである。
 - 3 国土交通省OBによる民間企業への人事介入問題については、同様の事例の有無を可能な限り全省庁で調査するとともに、国民の疑念が生じないよう所要の措置を講じるべきである。
 - 4 少子化対策については、出産に関する負担軽減の観点から、妊産婦が適切に医療機関を選択できるよう出産費用の見える化を推進するとともに、出産費用の保険適用の導入を検討すべきである。
また、子育て家庭を支える社会の構築のため、必要な時に時間単位等で利用できる制度創設に向けた基盤整備を進めるべきである。
 - 5 インボイス制度については、事業者間の情報量や交渉力の格差への対応が重要であることに鑑み、個人事業主等が消費税分を適切に価格に転嫁できるよう小規模事業者等の取引環境の整備に努めるべきである。
 - 6 ウクライナ避難民の受入れについては、日本国内の身元保証人が十分な経済的基盤を持たない場合を考慮し、その支援体制を更に充実させるべきである。
技能実習制度については、人材確保の手段として機能している実態を踏まえ、制度の見直しを行うとともに、転籍緩和について検討すべきである。
 - 7 教職員の働き方改革については、公立学校教員の長時間労働を是正するとともに、適正な時間外勤務手当の支給を行うなど、現行の教員給与制度について、抜本的な見直しを行うべきである。
教育のデジタル化については、デジタル教科書だけでなく端末の更新費用も無償化するなど、家庭環境等により教育機会の格差が生じないような措置を講じるべきである。
 - 8 介護保険制度については、各地方公共団体にワンストップの相談窓口を設けるなど積極的な支援に取り組むとともに、家族を介護する介護者への支援を充実させるべきである。
旧優生保護法による被害者の救済については、一時金の支給対象となる者から確実に請求があり、かつ、着実に支給が行えるよう更なる周知、広報等を行うべきである。
 - 9 高規格幹線道路等の整備については、地方創生や国土強靱化の観点から、未整備の部分、いわゆるミッシングリンクの早期解消に努めるべきである。
運送業に係る2024年問題については、中小事業者のガソリン代や人件費の価格転嫁を後押しするために、標準的な運賃がより一層活用されるよう、荷主等に対して制度の周知を図るとともに、長時間の荷待ちや運賃・料金の不正な据置き等の適正取引の阻害行為の疑いがある荷主等に対する是正措置を引き続き講じるなどして、ドライバーの労働環境の改善に取り組むべきである。
 - 10 FMS調達については、見積段階における必要経費の検討を緻密に行うとともに、我が国の安全保障にとって有益であるかの観点から改めて検討すべきである。
- 二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。
政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を粛正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。
- 三 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。
政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

(3) 令和2年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額184兆5,788億円、支出済歳出額147兆5,973億円であった。また、財政法第6条の純剰余金は、4兆5,363億円であった。この純剰余金は、歳出において、国債の支払利息が予算計上額よりも少なかったことなどにより3兆8,880億円が不用となったことのほか、歳入において、税収が見込みを5兆6,966億円上回り、日本銀行納付金等の税外収入が見込みを6,164億円上回った一方で、公債金を4兆円減額したことなど

により発生したものである。

特別会計決算（13特別会計の単純合計）は、収納済歳入合計額417兆5,611億円、支出済歳出合計額404兆5,188億円であって、計13兆423億円の決算上の剰余が発生し、そのうち、3兆2,930億円を積立金に積み立てるなどし、1兆9,233億円を令和3年度一般会計へ繰り入れ、7兆8,258億円を各特別会計の令和3年度歳入に繰り入れることとした⁴。

国税収納金整理資金は、収納済額82兆2,569億円、支払命令済額及び歳入組入額80兆8,247億円である。

政府関係機関決算（4機関の単純合計）は、収入決算総額1兆958億円、支出決算総額8,040億円である。

令和2年度中の国有財産の総増加額は11兆4,045億円、総減少額は4兆160億円であり、年度末における国有財産の現在額は117兆2,598億円である。

令和2年度末における国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の現在額は1兆2,142億円である。

令和2年度決算等は、令和3年9月3日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月5日に内閣へ回付した。その後決算等は、同年12月6日の閣議決定を経て、同日第207回国会（臨時会）へ検査報告とともに提出され、同月20日の本委員会への付託後、第212回国会（臨時会）まで継続されている。

(4) 令和3年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額169兆4,031億円、支出済歳出額144兆6,495億円であった。また、財政法第6条の純剰余金は、1兆3,811億円であった。この純剰余金は、歳出において、中小企業事業環境整備費の決算額が予算計上額よりも少なかったことなどにより6兆3,028億円が不用となったことのほか、歳入において、税収が見込みを3兆1,578億円上回り、返納金等の税外収入が見込みを8,124億円上回った一方で、公債金を8兆円減額したことなどにより発生したものである。

特別会計決算（13特別会計の単純合計）は、収納済歳入合計額455兆5,544億円、支出済歳出合計額441兆814億円であって、計14兆4,730億円の決算上の剰余が発生し、そのうち、4兆7,417億円を積立金に積み立てるなどし、1兆4,264億円を令和4年度一般会計へ繰り入れ、8兆3,048億円を各特別会計の令和4年度歳入に繰り入れることとした⁵。

国税収納金整理資金は、収納済額90兆4,707億円、支払命令済額及び歳入組入額89兆654億円である。

政府関係機関決算（4機関の単純合計）は、収入決算総額9,955億円、支出決算総額6,646億円である。

⁴ このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆521億円であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和3年度歳入に繰り入れることとした。

⁵ このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆786億円であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和4年度歳入に繰り入れることとした。

令和3年度中の国有財産の総増加額は14兆1,161億円、総減少額は4兆8,273億円であり、年度末における国有財産の現在額は126兆5,485億円である。

令和3年度末における国から地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の現在額は1兆2,208億円である。

令和3年度決算等は、令和4年9月2日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月7日に内閣へ回付した。その後決算等は、同年11月18日の閣議決定を経て、同日第210回国会（臨時会）へ検査報告とともに提出され、同年12月9日の本委員会への付託後、第212回国会（臨時会）まで継続されている。

(5) 令和4年度予備費使用等の概要及び審議状況

一般会計予備費の予算額は9,000億円（補正後）⁶であって、その使用総額は5,257億円であり、差引使用残額は3,742億円である。

また、令和4年度においては、令和2年度及び令和3年度に引き続き、一般会計予算総則により使用範囲が規定された「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」⁷が設けられ、当該予備費の予算額は9兆8,600億円（補正後）⁸であって、その使用総額は7兆814億円であり、差引使用残額は2兆7,785億円である。

なお、第2次補正予算において「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は1兆円であったが、その使用はなかった。

特別会計予備費の予算総額は8,048億円（補正後）⁹であって、その使用総額は688億円であり、差引使用残額は7,360億円である。

特別会計予算総則第20条第1項（歳入歳出予算の弾力条項）の規定による経費増額総額は733億円である。

予備費使用等については、第211回国会（常会）の令和5年3月17日に「令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」等¹⁰が、同年5月23日に「令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）」等¹¹がそれぞれ提出され¹²、同年6月20日

⁶ 当初予算で5,000億円計上、第1次補正予算で4,000億円増額。

⁷ 当初予算で「新型コロナウイルス感染症対策予備費」として設けられた後、第1次補正予算で改組・用途拡大された。

⁸ 当初予算で5兆円計上、第1次補正予算で1兆1,200億円増額、第2次補正予算で3兆7,400億円増額。

⁹ 当初予算で9,048億円計上、第2次補正予算で1,000億円減額。

¹⁰ その他、「令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」及び「令和4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」。

¹¹ その他、「令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）」及び「令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）」。

¹² 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等については、早期の審議機会の確保の観点から、予備費の使用決定に係る閣議決定日等を基準として、毎年4月から翌年1月までの分を記載した「その1」と2月及び3月の分を記載した「その2」の二つに区分されて国会に提出されている。

の本委員会への付託後、第212回国会（臨時会）に継続されている。

2 会計検査院による報告

(1) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）

会計検査院は、会計検査院法第30条の2の規定により、意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、毎年度の決算検査報告の作成を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できることとされている。第211回国会の開会以降に会計検査院が行った報告は次のとおりである（令和5年10月13日現在）。

報告件名	報告年月日
東日本大震災からの復興等に関する事業の実施状況等について	令和5. 2. 3
新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等について	令和5. 3. 29

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

各議院又は各議院の委員会は、国会法第105条の規定により、会計検査院に対し、特定の事項について検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。会計検査院は、会計検査院法第30条の3の規定により、検査要請があった事項について、検査の結果がまとまり次第、要請元に報告している。第211回国会の開会以降に会計検査院が行った報告は次のとおりである（令和5年10月13日現在）。

報告事項名	要請年月日 要請元	報告年月日
放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況に関する会計検査の結果について	令和3. 6. 7 参議院（決算委員会）	令和5. 2. 3
防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する会計検査の結果について	令和2. 6. 15 参議院（決算委員会）	令和5. 5. 17
予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について	令和4. 6. 13 参議院（決算委員会）	令和5. 9. 15

3 政策評価及び行政評価・監視

国会の行政監視機能を充実・強化するため、本委員会は、総務省が行う評価及び監視等の結果についての調査に関する事項を所管している。総務省が行う評価及び監視には、政策評価と各行政機関の業務の実施状況について行う行政評価・監視がある。

(1) 政策評価

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行うことが基本となっている。これに加え、評価専担組織としての総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を行うため、次のような複数行政機関にまたがる政策の評価（統一

性・総合性確保評価)及び各行政機関の評価のチェック(客観性担保評価)を実施している。

ア 統一性・総合性確保評価

第211回国会の開会以降に総務省が行った統一性・総合性確保評価に基づく勧告等の状況は次のとおりである(令和5年10月13日現在)。

名 称	勧告等年月日	勧告等の相手先府省
不登校・ひきこもりのこども支援に関する政策評価<評価結果に基づく意見の通知>	令和5. 7. 21	文部科学省

イ 客観性担保評価

令和3年度における取組結果として、「令和3年度 規制に係る政策評価の点検結果」が令和5年3月10日に公表されている。

(2) 行政評価・監視

行政評価・監視は、総務省が各行政機関の業務の実施状況等を調査して、その結果により、各行政機関に対して勧告等を行い、行政運営を改善させようとするものである。

第211回国会の開会以降に総務省が行った行政評価・監視に基づく勧告等の状況は次のとおりである(令和5年10月13日現在)。

名 称	勧告等年月日	勧告等の相手先府省庁
遺留金等に関する実態調査<結果に基づく勧告>	令和5. 3. 28	厚生労働省、法務省
災害時の道路啓開に関する実態調査<結果に基づく勧告>	令和5. 4. 25	国土交通省
河川の陸閘の管理・運用に関する調査<結果に基づく勧告>	令和5. 7. 7	国土交通省
一人暮らしの高齢者に対する見守り活動に関する調査<結果に基づく通知>	令和5. 7. 14	厚生労働省
身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査<結果に基づく通知>	令和5. 8. 7	厚生労働省、消費者庁、法務省
墓地行政に関する調査—公営墓地における無縁墳墓を中心として—<結果に基づく通知>	令和5. 9. 13	厚生労働省

II 第212回国会提出予定案件等の概要

- 1 令和4年度一般会計歳入歳出決算、令和4年度特別会計歳入歳出決算、令和4年度国税収納金整理資金受払計算書、令和4年度政府関係機関決算書
- 2 令和4年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 3 令和4年度国有財産無償貸付状況総計算書

なお、令和4年度決算の概要についてはI 1 (1)を参照されたい。

(参考) 継続案件

- 令和2年度一般会計歳入歳出決算、令和2年度特別会計歳入歳出決算、令和2年度国税収納金整理資金受払計算書、令和2年度政府関係機関決算書
- 令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 令和3年度一般会計歳入歳出決算、令和3年度特別会計歳入歳出決算、令和3年度国税収納金整理資金受払計算書、令和3年度政府関係機関決算書
- 令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 令和3年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第211回国会、内閣提出)
- 令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第211回国会、内閣提出)
- 令和4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第211回国会、内閣提出)
- 令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第211回国会、内閣提出)
- 令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第211回国会、内閣提出)
- 令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第211回国会、内閣提出)

なお、概要についてはI 1 (3)～(5)を参照されたい。

内容についての問合せ先 決算行政監視調査室 原田首席調査員 (内線68680)
--